



様式第1号(第4条関係)

令和元年9月6日

資 産 等 報 告 書

瑞穂市長 森 和 之

1 土地

所 在	面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
瑞穂市牛牧1208-1	406m ²	2,003,974円	相続
瑞穂市野白新田235	488	58,364	相続
瑞穂市野白新田444-1	450	35,325	相続
瑞穂市野白新田129-5	245	19,232	相続
瑞穂市野白新田132-3	13.22	76,351	相続
瑞穂市野田新田3987	2,158	13,755,092	相続
瑞穂市十八条776-8	72.27	320,337	相続
瑞穂市犀川6丁目70	65	6,305	相続
瑞穂市野田新田3944-2	371	4,799,762	
瑞穂市野田新田3943	801.78	6,173,939	
瑞穂市野白新田418-2	1,051	16,503,844	持分2分の1 相続
瑞穂市野白新田418-4	1,052	11,859,684	持分2分の1 相続
瑞穂市野白新田129-1	331	1,613,137	持分3分の1 相続
瑞穂市野白新田128-1	1053.61	5,139,298	持分2分の1 相続

瑞穂市野田新田4125-1	534	8, 337, 031	持分2分の1 相続
瑞穂市野田新田4125-4	1517.75	24, 726, 296	持分2分の1 相続
瑞穂市野田新田4125-5	990.53	4, 477, 831	持分2分の1 相続
瑞穂市野田新田4125-6	323.46	1, 462, 246	持分2分の1 相続
瑞穂市野白新田4125-7	165.24	746, 990	持分2分の1 相続
羽島市竹鼻町1588-21	76.75	1, 461, 144	
羽島市竹鼻町1588-22	92.82	1, 804, 281	

(注) 1 信託している土地を含む。ただし、自己が権利帰属者であるものに限る。

2 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

3 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

2 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権

権利の目的となっている土地の所在	面積	摘要
東京都品川区東品川4丁目61-1	9894.61m ²	敷地権割合 5,582,213分の6360
東京都品川区東品川4丁目61-5	3.90	敷地権割合 5,582,213分の6360
東京都杉並区高円寺南3-326-10	333.92	敷地権割合 618,853分の21004 持分21分16

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

3 建物

所 在	床 面 積	固定資産税の課税標準額	摘 要
瑞穂市野白新田128-1	233.96m ²	4, 142, 047円	
瑞穂市野白新田128-1	55.26	1, 493, 897	
瑞穂市野白新田128-1	49.58	129, 590	
瑞穂市野白新田129-1	61.65	563, 291	
瑞穂市野田新田3943	176.85	356, 791	
瑞穂市野田新田3943	44.62	144, 589	
瑞穂市野田新田3943	9.91	22, 943	
瑞穂市野田新田4125-1	292.58	919, 812	相続
瑞穂市野田新田4125-1	117.00	215, 188	相続
羽島市竹鼻町1588-21	69.55	966, 065	
羽島市竹鼻町1588-22	80.31	1, 116, 563	
東京都杉並区高円寺南 3-326-10	18.74	2, 333, 700	持分21分の15
東京都品川区東品川 4丁目61-1	61.69	新築にてR2年度から賦課	

(注) 1 共有の場合は、摘要欄にその持分を記入する。

2 相続により取得した場合は、摘要欄にその旨を記入する。

4 預金・貯金
・預金

預金の総額	17,972,101 円
-------	--------------

(注) 当座預金及び普通預金を除く。

・貯金

貯金の総額	2,300,000 円
-------	-------------

(注) 普通貯金を除く。

5 有価証券

種 類	額 面 金 額 の 総 額
その他	26,500円

(注) 種類欄には、国債証券、地方債証券、社債券、金銭信託及びその他の別を記入し、その種類ごとに額面金額の総額(金銭信託については、元本の総額)を記入する。

種 類	銘	株 数
株	ルーデンホールディングス(株)	2600株
	(株)ペッパーフードサービス	300
	(株)ディー・ディー・エス	3300
	ローム(株)	200
券	(株)高島屋	1000
	Jトラスト(株)	88
	(株)レオパレス21	100

6 自動車・船舶・航空機・美術工芸品(取得価額が100万円を超えるものに限る。)

・自動車

種 類	数 量
普通乗用車	1台

(注) 種類欄には、普通自動車、小型自動車、軽自動車及びその他の別を記入する。

・船舶

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、汽船、帆船及びその他の別を記入する。

・航空機

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、飛行機、回転翼航空機、滑空機及びその他の別を記入する。

・美術工芸品

種 類	数 量
該当なし	

(注) 種類欄には、絵画、彫刻、書、陶器、磁器、漆器、ガラス器、刀剣及びその他の別を記入する。

7 ゴルフ場の利用に関する権利(譲渡することができるものに限る。)

ゴルフ場の名称

該当なし	

8 貸付金(生計を一にする親族に対するものを除く。)

貸付金の総額	0 円
--------	-----

9 借入金(生計を一にする親族からのものを除く。)

借入金の総額	0 円
--------	-----